

# 仕様書

## I 一般事項

### 1 適用範囲

- (1) この仕様書は、札幌市環境副教材のデザイン作成及びデジタルコンテンツ作成業務（以下「本業務」という）に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。
- (3) 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

### 2 用語の定義

この仕様書において「指示」、「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、委託者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者が委託者の承諾を得ることをいう。

### 3 受託者の業務

受託者は、契約の履行に当たって、次の事項に留意の上、本業務を行なわなければならない。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 本業務の処理に関し、得た秘密について他に漏らさないこと。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、進捗の管理に努めること。
- (4) 業務の実施に当たり、契約書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得るように努力すること。

### 4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の当該業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

### 5 業務処理責任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で、必要な能力と経験を有するものでなければならない。

### 6 提出書類

- (1) 受託者は、契約後、所定の様式により関係書類を委託者に遅延なく提出しなければならない。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行なうものとする。

### 7 打合せ

打合せはその結果を記録し、相互に確認するものとする。

### 8 業務の完了

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

## 9 その他

- (1) 本業務に係る著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は札幌市に帰属する。
- (2) 本業務の履行においては、委託者である札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 本業務の履行において、物品の使用及び印刷を行う際は、札幌市グリーン購入ガイドラインの基準に適合したものを調達・使用すること。
- (4) 原稿の作成にあたっては、「広報に関する色のガイドライン」に基づき、配色やデザイン等に配慮し作成すること。
- (5) この業務に関して生じる問題点は、委託者と受託者双方が協議し、処理すること。

## II 業務内容

### 1 業務名

札幌市環境副教材のデザイン作成及びデジタルコンテンツ作成業務

### 2 業務の目的・概要

札幌市環境副教材(以下「環境副教材」という。)は、市内小学生の環境教育を推進するため、雪、水、みどりなど多岐にわたる分野を網羅した総合的な環境教育に資する副教材である。これまで、児童の学習段階に応じて、低学年(1・2年生)用、中学年(3・4年生)用、高学年(5・6年生)用の3種類を毎年発行し、市立全小学生に配付を行っていた。

近年の各学校におけるICT機器やデジタル教材等の整備の推進を行っている状況を踏まえ、環境副教材の電子化(デジタルブック版の作成)を進めていくことが必要である。また、電子化と併せて、児童が学びたい単元へ容易にアクセスできるように、従来の学年別の構成から単元別の構成へと再編することで、教材の活用の幅が一層広がることが期待できる。

本業務は、令和8年度に予定している環境副教材のデジタルブック版の構築に向け、その原稿データを作成するとともに、デジタルブックに活用するための写真、イラスト、動画等のコンテンツを製作するものである。

※参考:現行の環境副教材のデータは以下ホームページに掲載。

[https://www.city.sapporo.jp/kankyo/kankyo\\_kyoiku/material/index.html](https://www.city.sapporo.jp/kankyo/kankyo_kyoiku/material/index.html)

### 3 業務内容

#### (1) 環境副教材原稿データの作成

委託者から提供する元原稿から、文章の修正、レイアウトの変更、写真・イラスト・表の差し込み等を行ったうえで、原稿データを作成する。元原稿は、本文のほか、差し込み写真、イラスト、表等について指示の記載がある。

なお、元原稿は、現行の環境副教材をベースに新たに書き直し、構成し直したものであり、書き直し前後の構成は別紙のとおりである。

なお、(2)で製作することとしているコンテンツを除き、現行の環境副教材で使用している写真、イラスト等は、委託者が提供する。

原稿データの規格は、以下のとおり。

ア サイズ

A4版

イ ページ数

全体で170ページ程度

ウ 刷色

4色カラー

エ 校正

4回以上

#### (2) デジタルブックに活用するコンテンツの製作

原則として、(1)で提供する既存の写真、イラスト等のコンテンツを最大限活用したうえで、環境副教材の内容に即し、さらに学びが深まると考えられるコンテンツを、以下のとおり製作する。コンテンツの内容については、現行の環境副教材を参考に、受託者から提案することとし、委託者と協議を行い決定するものとする。

ア 写真、イラスト

(ア) 作成数は50点程度とする。

(イ) 製作物ごとに校正は1回以上とする。

イ 動画

(ア) 作成数は8点程度とする。

- (イ) 再生時間は、3分程度以内とする。
- (ウ) 字幕やテロップを日本語で製作し、挿入する。
- (エ) 規格は4K解像度を主とする。
- (オ) 製作物ごとに校正は1回以上とする。

#### 4 委託者からの提供するもの

##### (1) 元原稿

原則、Microsoft word形式(docx)又はPDF形式で提供する。

##### (2) 現行の環境副教材

Adobe illustratorファイル(ai)及びAdobe illustratorで編集可能なPDF形式で提供する。

#### 5 作成時の注意事項

##### (1) 原稿データは、以下の要領で作成すること。

ア ベクター画像編集ソフトウェアで作成し、成果品として提出するものは、Adobe illustratorファイル及びAdobe illustratorにて編集可能なPDF形式とすること。

イ 印刷データとして使用することが可能な高画質なものであること。

ウ 画像ファイル等の貼り付けは、全て埋め込み形式とすること。

##### (2) 本業務における成果品等について、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証すること。

成果物等に使用する写真、イラスト、その他の資料について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。

#### 6 成果品

以下の製作物デジタルデータが記録されたDVD-R等のメディア(枚数はデータ容量に応じて適当数用意すること)

##### (1) 環境副教材原稿データ

Adobe illustrator形式(アウトライン前及び後)及びAdobe illustratorで編集可能なPDF形式のデータで、ページは見開きとすること。

##### (2) デジタルブックに活用するコンテンツ

ア 写真・イラスト

PNG又はJPEG形式とすること。

イ 動画

mp4形式とすること。

#### 7 業務の履行期間

契約の日から令和8年3月31日(火)まで

#### 8 納品場所及び検査場所

環境局環境都市推進部環境政策課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎12階)

#### 9 業務担当者

環境局環境都市推進部環境政策課推進係 青木、谷内

TEL 011-211-2877 FAX 011-218-5108